

香川県条例第3号

知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例（昭和36年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 知事等の受ける通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第14条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第6項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>	<p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 知事等の受ける通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第14条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第6項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>

第2

改正後	改正前
<p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 知事等の受ける通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第14条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の150</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」とし、同条第6項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>	<p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 知事等の受ける通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第14条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第6項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>

附 則

(施行期日等)

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2の表の改正部分は、平成28年4月1日から施行する。
- 第1の表の改正部分による改正後の知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の規定は、平成27年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例第4条の規定を適用する場合においては、第1の表の改正部分による改正前の知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。